

第8 令第9条の解説

1 消防用設備等の設置については、一般的には棟単位であるが、その例外規定が令第9条である。

防火対象物の用途が令別表第(16)項に掲げる用途に供されるものにあつては、それぞれの用途単位ごとに一の防火対象物とみなして、令で定める消防用設備等の基準が適用される。

例：屋内消火栓 (16)項イ 耐火構造5階建 延べ面積2,000㎡ 普通階 内装制限なし	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>(4)項</td><td>400㎡</td></tr> <tr><td>(4)項</td><td>400㎡</td></tr> <tr><td>(2)項イ</td><td>400㎡</td></tr> <tr><td>(3)項ロ</td><td>400㎡</td></tr> <tr><td>(3)項ロ</td><td>400㎡</td></tr> </table>	(4)項	400㎡	(4)項	400㎡	(2)項イ	400㎡	(3)項ロ	400㎡	(3)項ロ	400㎡	} (4)項 800㎡→令第11条の設置義務なし } (2)項イ 400㎡→令第11条の設置義務なし } (3)項ロ 800㎡→令第11条の設置義務なし
(4)項	400㎡											
(4)項	400㎡											
(2)項イ	400㎡											
(3)項ロ	400㎡											
(3)項ロ	400㎡											

2 すべての消防用設備等の設置について、前記1の考えが適用されるものではなく、令第9条のかっこ書の設備については、棟単位の原則が適用されるので(16)項の防火対象物であっても、すべての用途の面積の合計で設置の基準が適用される。

令第9条の規定が適用されない場合（令第9条かっこ書）

スプリンクラー設備	
令第12条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの（すべての階に必要）
令第12条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、特定用途に供される部分の面積が3,000㎡以上のもののうち、当該特定用途の存する階
令第12条第1項第11号	(16)項イの防火対象物の階のうち、特定用途に供される部分が存する階で当該部分の床面積が地階又は無窓階にあつては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあつては1,500㎡((2)項又は(4)項にあつては1,000㎡)以上のもの
令第12条第1項第12号	(16)項ロの防火対象物の11階以上の階
自動火災報知設備	
令第21条第1項第3号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が300㎡以上のもの
令第21条第1項第7号	(16)項イの防火対象物で、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途に供される部分が存するもので、当該避難階以外の階から避難階又は地上に

	直通する階段が2（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないもの
令第21条第1項第10号	(16)項イの防火対象物で、地階又は無窓階に、(2)項又は(3)項の用途に供される部分が存するもので、(2)項又は(3)項の用途に供される部分の床面積の合計が100㎡以上の階
令第21条第1項第14号	(16)項の防火対象物で11階以上の階
ガス漏れ火災警報設備	
令第21条の2第1項第5号	(16)項イの防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000㎡以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が500㎡以上のもの
漏電火災警報器	
令第22条第1項第6号	(16)項イの防火対象物で、延べ面積が500㎡以上で、特定用途に供される部分の床面積の合計が300㎡以上のもの（ラスモルのみ）
令第22条第1項第7号	(16)項で契約電流容量が50アンペアを超えるもの（ラスモルのみ）
非常警報設備（放送設備）	
令第24条第2項第2号	(16)項の防火対象物で、収容人員50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容人員が20人以上のもの
令第24条第3項第2号	(16)項の防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの
令第24条第3項第3号	(16)項イの防火対象物で、収容人員500人以上のもの
避難器具	
令第25条第1項第5号	(16)項イの防火対象物で、3階以上で直通階段1のみの階で収容人員が10人以上のもの又は2階に(2)項若しくは(3)項の用途に供される部分がある場合は2階以上で直通階段1のみの階で収容人員が10人以上のもの
誘導灯	
令第26条	(16)項イの防火対象物全部